

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) 担当課長の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(5) 担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(47) [略]</p> <p>(48) 「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）<u>第15項第5号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(49)～(53) [略]</p> <p>(54) 会計年度任用職員規則<u>第15条第3号</u>の規定により任命権者等が定める者について承認すること。</p>	<p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>企画指導監及び</u>担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) <u>企画指導監及び</u>担当課長の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(5) <u>企画指導監及び</u>担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(6)～(47) [略]</p> <p>(48) 「期末手当及び勤勉手当に関する規則の運用等について」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）<u>第15項第6号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(49)～(53) [略]</p> <p>(54) 会計年度任用職員規則<u>第15条第4号</u>の規定により任命権者等が定める者について承認すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。